

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（劇物）                      第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。                      一 四の七（略）                      四の八 三―アミノプロパン―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―オール一%以下を含有するものを除く。                      四の九・四の十（略）                      五・六（略）                      七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      イ 二ニ（略）                      ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤                      ヘ・ト（略）                      八（略）                      八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一五%以下を含有するものを除く。                      九 百十（略）                      二（略）</p>	<p>（劇物）                      第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。                      一 四の七（略）                      （新設）                      四の八・四の九（略）                      五・六（略）                      七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      イ 二ニ（略）                      （新設）                      ホ・ヘ（略）                      八（略）                      八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。                      九 百十（略）                      二（略）</p>